

令和6年度 第3回 安曇野市水環境審議会 会議概要

1	審議会名	令和6年度 第3回 安曇野市水環境審議会
2	日 時	令和6年10月7日 午後2時00分から午後4時00分まで
3	会 場	安曇野市役所 本庁舎3階 全員協議会室
4	出席者	遠藤委員（会長）、村上委員（副会長）、中屋委員、保尊（利）委員、宮沢委員、 武井委員、山田委員、原委員、宮澤委員、門崎委員、五十嵐委員、池田委員、 保尊（と）委員
5	市側出席者	吉田（市民生活部長）、百瀬（環境課長）、所（課長補佐兼環境政策担当係長）、 土屋（環境政策担当）、高橋（環境政策担当）
6	公開・非公開の別	一部非公開
7	傍聴人	1人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	令和6年10月30日
協 議 事 項 等		
次第		
1	開会	
2	会長あいさつ	
3	協議事項	
	（1）安曇野市水環境行動計画の中間年次評価・意見聴取について	
	（2）「継続検討」事項の現状と課題	
4	報告事項	
	（1）令和6年度水田機能維持・地力増進推進事業の報告	
	（2）令和6年度事業の中間報告	
	（3）大阪公立大学・遠藤ゼミとの交流事業	
	（4）「知って、学んで、守ろう！安曇野の地下水」の改訂	
5	今後の予定	
	次回（第4回）の審議会開催について	
6	閉会	
会議概要		
3	協議事項	
	（1）安曇野市水環境行動計画の中間年次評価・意見聴取について	
	事務局：（資料1の説明）	
委 員	地下水協力金とはあづみの水結に入っている方、企業を対象にしているのか。	
事務局	当時の想定ではあづみの水結は対象としていない。今後広告や冊子作りに取り組むにあたり、水結に入ることを一定の要件にしたいと思っている。今は水結に入る要件のハードルが割と低い。間口を広げるために低くしたが、今後は例えば地下水保全の条例を遵守している等、何か項目を加えた上で、事業者の水結に入っていただくような仕組みを作り、広告料を取ることができるとよいと考えている。	
委 員	あづみの水結に入っている＝地下水協力金をもらうということになるのか。	
事務局	個人の方もいるので、まだ決めきれていない。例えば冊子に広告を載せる場合、水結に入っていただくことを条件にするという感じである。必ず全員が広告を載せたいとは限らないので「＝」というよりは広告掲載の場合は水結に入っていただくという考えである。	
委 員	現在、国と連絡を取り合っているとか交渉しているという発言があったが、どういうことか。	
事務局	国は水循環に関わる企業の募集を8月1日から開始し、今後認定を進める取り組みを行	

っている。内閣官房の水循環政策本部の職員は、企業がどのように自治体の施策や水循環の保全に貢献できるかを検討していると述べ、具体的には、長野県と安曇野市に関連する案件について、国土交通省が10日に水循環のマネジメントに関するヒアリングを実施する予定である。この中で、国との調整を行いながら、安曇野市が登録制度を推進し、水循環を活性化させるための協議を進めたいという意向がある。現在、協議は活字でのやり取りが中心だが、実際に会って話し合うことを希望している。

委員：国の認定作業は、1回目が終わって大体300社くらい認定された。企業の水環境に対する意識は非常に高いと思う。安曇野市としてこういう方法で企業に貢献してもらおうと非常に助かるという、具体的なテーマのようなものがあれば、国も協力してもらえるのではないかと思う。

事務局：市では特に企業の水収支に重点を置いているが、市からの公表要請は強制的になりかねないと懸念している。企業自身が公表に取り組むことが望ましいと考えているが、そのための仕組み作りについては観光や国との相談を通じて進めていく必要があると考えている。

委員：私も協力できることがあれば助言したいと思う。

委員：5ページの「事業者における地下水採取者の役割として位置づけており」という表現があるが、これはどこに位置づけられているのか。

事務局：法律や条例による明確な位置づけはないものの、企業が計画の策定メンバーとして参加し、合意形成を図りながら計画を進めてきた。しかし、全国的にはその位置づけがなされていないため、今後は事業者の自主性に基づいて進めていく必要がある。具体的には、SDGsやインセンティブ、CSRなどを考慮し、企業が水収支を公表する方向性を国と連携して進めていきたい。

委員：何か条例に定められているのかと解釈したので、「位置づけており」という表現をやめて「役割として求められており」とした方がよいのではないかと提案する。

事務局：そのようにさせていただく。

委員：インセンティブ付与の広告掲載に関することだが、例えば協力してくれた企業があった場合、4ページの下の方に寄付された企業が挙がっているが、こういうものを市の広報誌に水のコーナーを作り、企業名を載せるだけでもいいのではないか。広告そのものではないが、広告になるのではないかと思うがどうか。

事務局：企業がメリットを感じられるような取り組みを行わない限り、広告や水環境に関する施策はうまく機能しないと考えている。現在、ふるさと納税やいくつかの自然保育、そして水環境施策などの選択肢は存在するものの、水環境に関する情報はホームページに掲載されているが、一般の人々の目に触れる機会が少ないと感じている。そのため、何かしらの形でこれらの施策を実現したいと考えている。

委員：毎年の地下水採取量報告が行われているものの、感想としては非常にザルだなという印象がある。今後、資金調達をしっかりと行っていくならば、地下水の計量器を導入し、より正確に継続的に報告できるような条例を整備する必要がある。また、現在は多くの水を使用している事業者の情報は明確だが、中間の企業は良心に基づいて報告しているため、意識が低いと感じている。そのため、強制的な報告を求めるよりも、水の使用量を報告し、地下水保全に取り組んでいる企業を市が積極的にアピールすることで、他の企業も「やらなければならない」という意識を持つように促すことが重要である。さらに、企業が何をすべきか分からない場合に、大学の先生方の取り組みや相談窓口をPRして、具体的な保全活動の紹介を行うことで、企業が参加しやすくなると思う。

委員：毎年の地下水採取量報告が行われているものの、感想としては非常にザルだなという印象がある。今後、資金調達をしっかりと行っていくならば、地下水の計量器を導入し、より正確に継続的に報告できるような条例を整備する必要がある。また、現在は多くの水を使用している事業者の情報は明確だが、中間の企業は良心に基づいて報告しているた

め、意識が低いと感じている。そのため、強制的な報告を求めるよりも、水の使用量を報告し、地下水保全に取り組んでいる企業を市が積極的にアピールすることで、他の企業も「やらなければならない」という意識を持つように促すことが重要である。さらに、企業が何をすべきか分からない場合に、大学の先生方の取り組みや相談窓口をPRして、具体的な保全活動の紹介を行うことで、企業が参加しやすくなると思う。

事務局：事業者、企業の皆様との接点はまだまだ少ない状況だと思う。去年は涵養に関するチラシを配った。来年度に向けてもう少し接点を設ける、持てるような取り組みを水結も含めて考えいきたいと思う。

委員：3ページにある「あづみのマーク」との関連性が強く感じられる。このマークの背景には、熊本での認証マークの取り組みがある。具体的には、熊本では野菜のPRのためにくまモンのラベルを作成しており、農薬の使用状況をくまモンの後ろにある四葉のクローバーの葉っぱの色の变化で表現している。農薬を使用している場合は葉っぱに色が付かず、減農薬では1つ、さらに減農薬で2つ、そして完全無農薬では4つの色が付く仕組みである。このような手法を参考にして、安曇野の企業が節水や寄付の活動を行っている際に、あづみのマークに葉っぱのマークを付けることで、その貢献度を可視化できるのではないかとというアイディアに応用できる。このように、安曇野のマークは地域の取り組みを表す新たなシンボルとして活用される可能性を秘めている。なので、この施策4と5は、バラバラではなくお互いに繋がっているものと考えて進めたほうがよいと思う。

事務局：今後生かしていきたい。

委員：地下水協力金とは強制ではないのか。観光税や温泉入湯税は強制的に徴収されるものであるのに対し、協力金は異なる性質を持つということか。

事務局：強制や義務ではない。

委員：了解した。

事務局：この協力金は、熊本がその基準になっている。具体的には、熊本では地下水を利用する際、使用量に応じた寄付金が設定されており、例えば1トンあたりの金額が定められ、それに使用量を掛け算して協力金が算出される仕組みである。企業はあらかじめ示された目安に基づいて、協力金を自発的に納める形となっている。

委員：了解した。

事務局：事務局からお聞きしたい。企業の節水や涵養に関する取り組みは議論されているが、市としては効果的な方法や実際の取り組みについての情報が不足している。今後、水収支の促進を図るためには、国からの情報も限られているため、認証制度を通じてモデル事業を模索し、全国に発信していく必要があると考えられる。また、様々な視点からの知見があれば、施策の調査や取り組みの分析に役立ち、水循環の方向性を見出す一助となる。もし情報をお持ちの方がいれば、今後の提供を期待している。

委員：協力金が導入された背景について説明すると、「冬水田んぼ」に水をかけるには費用がかかるため、当時は一般会計でその費用を賄っていた。しかし、効果を確かめるためには水を使用する人々にその負担を求めるべきではないかとの議論があり、水資金調達部会が設立された。ところが、効果に関するデータが不十分なため、金銭を徴収するのは早すぎるとの結論に至り、約4年前にこの取り組みは中断された。現在、一般会計から年間約1500万円が麦後湛水に使われ続けているが、「この費用を一般会計から出し続けるのは不適切であり、水を汲み上げている人々に負担してもらうべきだ」という考えが当初の協力金の趣旨であるので、こうした背景を理解していただければありがたい。

委員：資金協力金が中断されている現状について、どういう涵養をしたら効果があるかが不明であるため、調査や実験を企画し、その資金を募るという方法もあると思う。さらに、国が企業の協力体制を整えつつあり、具体的な提案を持って全国から資金を集められる可能性があるため、明確な計画を示すことが先決だと考えられる。

委員：この地下水協力金については、村上副会長と中屋先生の指摘通り、始めに協力金ありき

だと、議論が混乱してしまう。すなわち、協力金を募る目的が不明確になり、必要性を議論する前に意義が疑問視される。そのため、協力が本当に必要かどうかを議論するためには、まず地下水協力金の必要性を明確にすることが重要である。事業者の水収支に関する部分については、条例に基づいて水量の届出がルール化されているので、現時点で汲み上げ量の把握が可能であり、これを基に円グラフを作成することもできる。水収支は汲み上げた水量から涵養分を差し引いたものというイメージでよい。

事務局：そうです。今の条例では、汲み上げた水について計器を用いているか、またはおおよその使用量を報告する2つのパターンがあり、その情報が条例に基づいて集約されている。さらに、令和2年の施行規則の改正により、報告書に涵養・節水の欄が追加され、具体的な取り組み内容を調査している。令和3年には事業者を訪問し、節水の実施状況を確認したが、企業からは雨水の浸透量を計算する方法についての問い合わせがあり、公式な計算式が未整備であることが課題として残っている。そのため、企業に対する情報提供が不十分であり、採取量、涵養量が明確な事業者もあれば、全く不明な事業者もあるため、これを解決するための取り組みが必要である。

委員：水収支について説明すると、これは組み上げた水から節水や涵養を相殺した最終的な結果を示すイメージである。また、水涵養の計算式は、熊本市または熊本県が持っている情報があり、工場の敷地面積を基に算出される涵養量が割り当てられていて、もしその量を達成できない場合、代わりに他者にお金を支払い、涵養を行ってもらおうという方法であるらしい。この計算式の詳細については、熊本市または熊本県に問い合わせてみたい。

事務局：安曇野市や松本盆地の地層に対する浸透係数は熊本とは異なるはずなので、現在その点について調査を進めている。

委員：私たちの活動の中で、地域の循環型農業を広げるために、学校給食用の油を提供するためにヒマワリや菜の花を育てている。しかし、安曇野市では5年に一度、農業を行うために水を1か月だけ流す必要があり、その期間中は農業ができなくなる。農業は森林や河川、海の生態系を維持する役割を果たしてきたため、最近の水の問題に直面し、私は農家が過去に生態系を守るために努力してきたと思う。そのため、農業における水の汲み上げや灌水について、地域保全のための協力金を出資してもらうことが安曇野の暮らしを維持するために重要だと考えている。また、ヒマワリや菜の花の循環を促進するために、水をかけることで農地が使えなくなることがあり、結果的に学校給食に提供する油や菜の花が休止せざるを得なくなる。高齢化社会の中で、この事業が中止される可能性も考慮しつつ、水企業や関連する方々から環境保全のための協力金を得ることに意義があると思う。さらに、そのお金をPRすることで、生態系を維持するための涵養の重要性を伝えていくべきだと考えている。安曇野では、かつての農業が涵養を維持してきたので、企業に対しても協力を求めてよいと思う。

委員：地下水の問題は、ワサビ栽培の水の出が悪くなったことから始まったが、次のアクションプランでは、生態系や安曇野市全体を考慮し、わさび組合だけにとどまらない広い視点を持つことが求められる。全体が良くなることで、わさび組合も利益を得ることができるよう、全体目標があったほうがよいと思う。また、地下水協力金を企業に依頼する際には、企業側にもメリットがないと納得しない。企業が納得しやすい形で協力を促すためには、全員が100%納得するのは難しいが、皆がある程度の納得を目指すことが望ましいと考えている。

事務局：(資料2の説明)

委員：今年の状況は増加傾向か。予算額に達成したら終了ということか。

事務局：この事業は拡大傾向にあり、作付面積や涵養量が増加している。また、予算も徐々に増額しており、予算の上限に達したために申請を停止することはしていない。しかし、参

加者が増えると、面積当たりの単価が低くなってしまうため、農業者に対して当初の約束に近い額を提供することが難しくなっている。今年の現状として、約束した金額よりも低い額になっている状況である。

委員：この事業に対して効果があまり見られないとの意見があったが、その一方で、予算は増額され続けているという認識でよいのか。

事務局：堀金地域における地下水の推移を考慮すると、涵養には一定の効果が認められる。ただし、具体的な効果を検証するために、わさび田などにおける影響について調査を委託しており、その結果は今年度末に判明する予定である。

委員：了解した。

（２）令和６年度事業の中間報告

事務局：（資料３、環境フェア、レッドデータブックの説明）

委員：イナゴやドジョウもＶＵ（絶滅危惧Ⅱ類）になっていて驚いた。

事務局：安曇野市においては比較的、全国的には数が少ない水辺の生き物が湧水地帯で当たり前のように見られることはある。

（３）大阪公立大学・遠藤ゼミとの交流事業

事務局：（資料４の説明）

委員：特に注目すべき点は、湧水池の清掃に関する体験で、学生たちには「池の掃除をやる」とだけ言ったところ、初めにドロドロで汚い場所に入るというイメージを持っていたため、嫌だと感じていたというが、実際に湧水池に入ると、水は透明で非常に気持ちよく、皆驚いたとのこと。このことから、大阪の学生の感覚が全国標準である一方、安曇野では池の掃除に対するイメージが全く異なり、安曇野の人々はその特殊な環境の価値を強く感じていることがわかり、貴重であると感じた。

（４）「知って、学んで、守ろう！安曇野の地下水」の改訂

委員：資料の２ページの真ん中に涵養形態の図があるが、涵養という言葉は大人でも難しい。子どもはなおさら難しいので図の脇に補足説明を入れる必要があると思う。それと右側３ページの本文７行目の最初、「安曇野方面市へ流れ」ではなく、「安曇野市方面へ流れ」に修正した方がよい。

事務局：修正させていただく。

５ 今後の予定

次回（第４回）の審議会開催について

事務局：令和６年度第４回安曇野市水環境審議会は、３月１３日（木）午後２時からとしたい。

６ 閉会

以上